

議案第81号

富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市行政組織条例（平成22年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

平成30年11月27日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

分掌事務を変更するため、富士見市行政組織条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市行政組織条例の一部を改正する条例

富士見市行政組織条例（平成22年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 危機管理の総合調整に関すること。

(11) 防災及び防犯に関すること。

第2条の表自治振興部の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（富士見市国民保護協議会条例の一部改正）

2 富士見市国民保護協議会条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「自治振興部」を「総務部」に改める。